

準用河川占用料

| 区 分   |                           | 単 位                 | 単 価     |
|---|---------------------------|---------------------|---------|
| 通路及び橋りょう  |                           | 1 平方メートル<br>につき 1 年 | 5 0 円   |
| 暗きよ、円管及び線類  | 外径又は外辺が 0. 3<br>メートル以上のもの | 1 メートルにつ<br>き 1 年   | 1 1 0 円 |
|   | 外径又は外辺が 0. 3<br>メートル未満のもの |                     | 7 0 円   |
| 電柱類   |                           | 1 本につき 1 年          | 5 7 0 円 |
| 物揚場等  |                           | 1 平方メートル<br>につき 1 年 | 5 0 円   |
| 軌道  |                           |                     | 2 9 0 円 |
| 採草及び牧草用地、ゴルフ場等  |                           |                     | 9 円     |
| その他   |                           |                     | 1 0 0 円 |
| 備考  |                           |                     |         |
| 1 上空に架設する電線及び電話線等については、徴収しない。   |                           |                     |         |
| 2 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 年未<br>満であるとき、又はこの期間に 1 年未満の端数があるときは、月割りをも<br>って計算する。  |                           |                     |         |
| 3 占用料の額が年額又は月額で定められている占用物件に係る占用期間で<br>1 月未満のもの又は 1 月未満の端数は、1 月として計算する。  |                           |                     |         |
| 4 占用物件の表示面積（広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。）若しく<br>は占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さで 1 平方メートル若しく<br>は 1 メートル未満のもの又はこれらの面積若しくは長さで 1 平方メートル<br>若しくは 1 メートル未満の端数は、1 平方メートル又は 1 メートルにそれ<br>ぞれ切り上げて計算する。 |                           |                     |         |

準用河川産物採取料

| 区 分   | 単 位      | 単 価     |
|---|----------|---------|
| 砂及び土  | 1 立方メートル | 1 3 0 円 |
| 砂利及び栗石  | 1 立方メートル | 1 5 5 円 |
| 転石  | 1 個      | 7 5 円   |
| その他の物   | 別に市長が定める |         |
| 備考  |          |         |
| <p>1 「転石」とは、おおむね径が0.3メートルのものとし、それ以外のも<br/>のは、この単価を基準として別に定める。</p> <p>2 採取料の計算の基礎となる単位で、採取量が1立方メートル未満のもの<br/>又は1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルに切り上げ<br/>るものとする。</p> |          |         |